

令和3年度第1回大府市行財政改革委員会 要点記録

日時：令和3年10月11日（月）

午後2時00分～3時30分

場所：203・204会議室

委員

委員長 三浦 哲司

副委員長 坂口 美穂

委員 田中 剛

委員 束村 博子

委員 古市 晃久

委員 丸山 冬芽

大府市

市長 岡村 秀人

副市長 山内 健次

副市長 山田 祥文

企画政策部長 新美 光良

法務財政課長 長江 敏文

法務財政課 財政係長 平野 陽介

環境課長 富澤 正浩

環境課 環境衛生係長 近藤 佳之

都市政策課長 福島 智宏

都市政策課 計画地域交通係長 川出 陽一

水と緑の部長 近藤 重基

水道経営課 担当課長 奥村 喜美子

水道経営課 経営係長 林 美幸

(事務局)

企画広報課長 太田 雅之

企画広報課 企画政策係長 鈴木 康幸

企画広報課 企画政策係主任 喜多村 祥久

企画広報課 企画政策係主事 鷲津 和希

(傍聴者)

なし

1 委嘱状交付

2 市長あいさつ

3 委員自己紹介

4 議題

(1) 委員長及び副委員長の互選

委員長は三浦委員、副委員長は坂口委員に決定した。

(2) 事務事業の外部評価

(委員長) はじめに、今回の議題のうち、③『下水道使用料の見直しについて』は、見直し内容が市民生活に影響があり、詳細は、協議中であることが「大府市情報公開条例第7条第4項」に該当すると考えられるため、非公開としたい。

(各委員) 異議なし。

(委員長) 異議はないようなので、③『下水道使用料の見直しについて』は、非公開とする。

① ペット動物管理事業（環境課）

(委員長) 論点は、狂犬病予防集合注射の廃止と法改正によるマイクロチップ装着義務化に伴う、装着費用補助制度の創設である。

(委員) 感染症拡大防止の観点から令和2年度、3年度の集合注射を既に中止していることや、狂犬病予防注射はどこで接種しても有料であるため、集合注射を廃止することは問題ないと思う。補助頭数年間100頭が設定されているが、根拠はあるか。

(環境課) 他自治体の補助件数を参考としている。

(委員) 予防接種は飼養者の義務であり、接種率100%ではないのか。大府市の接種率は他自治体と比較して高いのか。

(環境課) 高齢の犬などは体力がなく、打てない場合もある。令和元年度は県内市町村で5番目の接種率である。

(委員) 常滑市は市内に動物病院が少ないため、集合注射を継続実施することのだが、大府市は集合注射を廃止できる程、市内の動物病院が多いということか。

(環境課) 予防接種は市外での接種も可能であり、名古屋市などで接種している方もいる。

(委員) 接種率が下がった場合に、集合注射を再開することも想定していた方がよいと思う。

(委員) 犬猫以外の動物の取扱いはどのようになるのか。

(環境課) 元来マイクロチップは危険動物への装着が義務づけられており、今回の法改正は、災害時等に飼養者の特定を行うことができる環境づくりを主目的としている。一番身近なペットである犬と猫を補助対象としている。

(委員長) 委員会として、集合注射廃止については概ね異論はない。集合注射廃止後に接種率が低下した際の、事業の再開基準を定めるなど、廃止後の対応を検討して欲しい。マイクロチップ装着費用補助創設には異論はない。

② 都市計画推進事業（都市政策課）

(委員長) 空家対策として、活用と除却が考えられるが、本日は除却に対す

る補助創設が論点である。

(委員) 補助金額は 20～40 万円ということだが、解体費の相場はいくらで、補助制度が創設されれば除却は進むのか。

(都市政策課) 解体費の相場は 150 万円程度である。補助制度の創設は、除却への一助として考えている。

(委員) 解体が進まない理由は金銭なのか、それ以外の理由を把握しているか。金銭以外の理由があれば、それぞれサポートが必要である。

(都市政策課) 金銭以外にも、親族間の相続など複雑な問題が絡んでいる。県司法書士会との協定も締結しており、空家等の権利関係の整理や管理・啓発など、引き続き進めていく。

(委員) 補助金の上乗せ措置として、市街化区域とした理由はあるか。市街化調整区域は土地利用に係る制限が多く、解体後の売買などに困るケースが多い。市街化調整区域こそ補助を行い、除却を進めるべきではないか。また、所有者が判明していない物件はあるか。

(都市政策課) 防災上の理由などから、住民の多い市街化区域から優先的に除却を進めていきたいため、市街化調整区域との差を設けている。所有者が全く不明な物件はない。

(委員) 空家に対する行政の強制力はどこまであるのか。

(都市政策課) 代執行の措置まで可能である。

(委員) 補助制度に期限を設けないと、補助金額が上がることを期待し、除却が進まない可能性がある。

(都市政策課) 特定空家等認定後、指導・助言、勧告、命令、代執行などの措置を講じるが、行政の命令を受けた特定空家等は、補助対象から除外することで、無期限に除却を延伸することを防止する制度を検討している。

(委員) 現時点で、補助対象となる物件は何件あるか。

(都市政策課) 市内に 3 件ある。

(委員) 今後、立入調査など実施するのも人件費がかかる。補助対象を拡大し、将来の人件費を削減できるのであれば、長期的にはコストが下がるか

もしれない。

(委員長) 委員会としては、補助制度の創設自体に異論はない。市街化調整区域の取扱い及び特定空家等以外の空家等を補助対象範囲とするか、時限措置の進め方について検討して欲しい。

③ 下水道使用料の見直しについて(水道経営課)

【非公開】

5 その他

特になし

終了